

○狛江市スポーツ推進審議会条例

平成13年3月29日条例第7号

改正

平成23年9月5日条例第10号

狛江市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 狛江市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定により狛江市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、狛江市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、答申する。

(定数)

第3条 審議会の委員の定数は、10人以内とし、委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査検討させるために、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(狛江市民総合体育館条例の一部改正)

2 狛江市民総合体育館条例(昭和60年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

付 則(平成23年9月5日条例第10号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、改正前の狛江市スポーツ振興審議会条例第3条の規定に基づき現に狛江市スポーツ振興審議会委員の委嘱を受けている者は、その任期に限り、改正後の狛江市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づきスポーツ推進審議会委員の委嘱を受けているものとみなす。